

事故発生から解決まで

自動車事故が起こったら…

《目次》

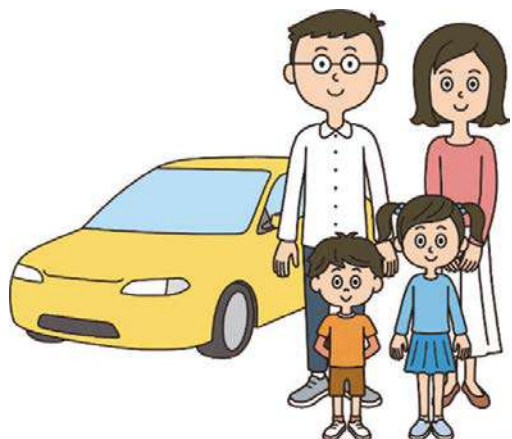
3 ページ	事故が起こったら 事故現場での対応 <ol style="list-style-type: none">1. ケガ人を救護する2. 事故車を安全な場所へ3. 警察へ連絡する4. 相手を確認する5. 事故状況と目撃者の確認をする6. その場で示談しない7. 事故車を修理工場へ	14 ページ	■ 対物賠償責任保険 ■ 搭乗者傷害特約 保険金が支払われない場合の例
4 ページ		15 ページ	保険金請求に必要な書類と取りそろえ方 <ul style="list-style-type: none">■ 任意保険の請求に必要な書類■ 自賠責保険の請求に必要な書類■ 交通事故証明書の取付方法
5 ページ	保険会社への事故連絡 <ol style="list-style-type: none">1. 小さな事故でも必ずご連絡ください2. 円満解決のために3. 東京海上日動なら安心です4. 24時間・365日お任せください -東京海上日動安心110番-	16 ページ	責任割合の具体例
6 ページ		17 ページ	車両 対 車両 <ol style="list-style-type: none">1. 交差点での出合頭2. 右折車と直進車3. 追突事故4. 対向車との事故5. Uターン事故
7 ページ	示談のすすめ方 <ol style="list-style-type: none">1. 相手方に誠意をつくしましょう2. 示談の相手が正当な権利者が確認しましょう3. 相手からの請求内容の妥当性を確認しましょう4. 相手の責任の有無を確認しましょう5. 示談書はこうして作りましょう6. 東京海上日動に相談しましょう	18 ページ	車両 対 横断歩行者 <ul style="list-style-type: none">■ 横断歩道上1. 交通整理の行われている場所 (信号機のある場所)2. 交通整理の行われていない場所 (信号機のない場所)■ 横断歩道外
8 ページ		19 ページ	
9 ページ	● 示談書の例	20 ページ	
10 ページ	自動車保険の種類	21 ページ	そんぽADRセンターについて
11 ページ	自動車損害賠償責任保険(強制保険) <ul style="list-style-type: none">■ 自動車損害賠償保障法に基づく強制の保険■ 自動車損害賠償責任保険の目的と特色■ 保険金が支払われる範囲と支払限度額	22 ページ	
12 ページ		23 ページ	
13 ページ	自動車保険(任意保険) <ul style="list-style-type: none">■ 車両保険■ 対人賠償責任保険■ 人身傷害保険■ 自損事故傷害特約		

はじめに

もしも自動車事故を起こしてしまったら、皆さんはどのように対応しますか？

この小冊子では、万が一皆さんが自動車事故を起こしてしまった場合にどのように対応するべきかを、分かりやすくご説明しています。また、様々な事故状況における責任割合についても具体的な例を載せております。

自動車事故は、いつ誰の身に起こっても不思議ではありません。
万が一の場合に備えて、是非ともこの小冊子を保管してください。



『事故が起こったら』

事故現場での対応

1

ケガ人を救護する

救急車の出動を要請する、若しくは自分で近くの病院に運ぶなど、状況に合わせて適切な方法をとります。**軽いケガでも必ず相手を気遣い、診察を受けていただくようにしましょう。**



2

事故車を安全な場所へ

事故車をそのままにしておくと、交通渋滞や二重事故の原因になります。まずは安全な場所へ移動させましょう。



3

警察へ連絡する

電話でもかまいませんので、たとえ軽微な事故であっても、**必ず警察に事故届をし**てください。後で「交通事故証明書」を取付けるためにも必要となります。

警察官には、あいまいなことは言わず、また**主張すべき点ははっきり主張しましょう。**



4

相手を確認する

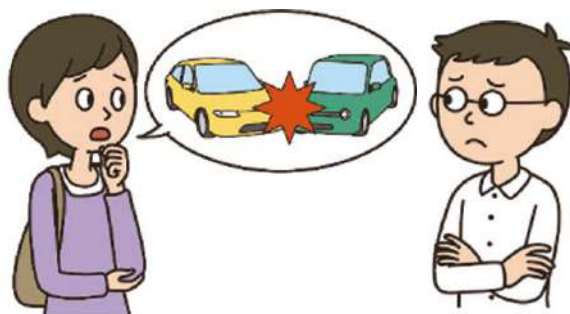
加害事故、被害事故にかかわらず、免許証などで**相手方の氏名、住所、連絡先などを確認しておきましょう。また、相手車両の登録番号も必ずメモしておいてください。**

相手方にも保険がついている場合には、その保険会社、証券番号、契約者氏名、連絡先を確認してください。



5 事故状況と目撃者の確認をする

事故の状況は、賠償額を決定するうえでとても重要です。お互いの**スピード、停車位置、信号の色などを忘れないうちにメモしておきましょう**。目撃者がいたら、住所、氏名なども確認しておきましょう。



6 その場で示談しない

対人事故、対物事故いずれの場合も、**事故現場では絶対に示談しないようにしましょう**。あわてて示談すると、**法外な賠償金を請求**されることがあります。

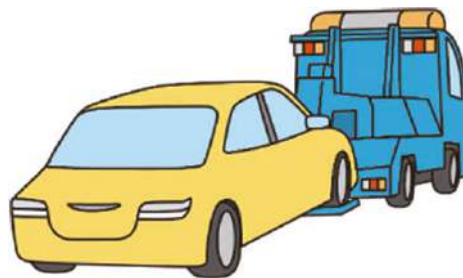
まずは東京海上日動と十分打ち合わせをしてください。



7 事故車を修理工場へ

事故車をもよりの修理工場へ運びます。損害が大きく走行できないときは、レッカーを依頼してください。お車の入庫が遅れる場合は、入庫予定日を修理工場へ連絡しておきましょう。

※レッカー費用は、車両保険等でお支払いができます。また、東京海上日動では事故に遭われたお客様のために、レッカー車の手配や修理工場の案内を行う「ロードアシスト」を実施しております。6ページをご参照ください。



保険会社への事故連絡

事故のご連絡は、代理店、弊社損害サービス拠点または東京海上日動安心110番へご連絡ください。

1 | 小さな事故でも 必ずご連絡ください

東京海上日動では、お客様の事故連絡にしたいが、**事故にあわれたお車の損害確認や必要に応じて事故現場の確認などを行います。**

事故車の損害確認は、原則としてあらかじめご連絡を頂いていた修理工場へのお車の入庫日かその翌日になりますが、事故車の修理を急ぐ必要がある場合は、東京海上日動と事前にお打ち合わせください。また、修理工場への入庫が遅れる場合は、入庫予定日をあらかじめ東京海上日動へご連絡ください。



2 | 円満解決のために

東京海上日動は、ひとつひとつの事故に対して親身・誠実な損害サービスを、365日いつでも提供いたします。



3

東京海上日動なら 安心です

東京海上日動は、業界トップクラスのサービス拠点と人員数で、日本全国どこで事故を起こされてもきめ細やかな対応をお約束いたします。**弁護士・顧問医・税理士などの、豊富な経験とノウハウを持つ専門家によるバックアップ体制で、お客様の事故解決をサポートいたします。**



4

24時間・365日 お任せください

東京海上日動では、24時間・365日体制で、事故の連絡ならびに各種相談を「東京海上日動安心110番」にて承っております。

◆東京海上日動安心110番



0120-119-110

(携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます)

0120-308-110 (超保険専用)

0120-110-894 (超保険のTotal assistにご加入のお客様)

● 事故の受付

● ロードアシスト

…レッカー車の手配・修理工場の紹介など、全国のネットワークを用いたサービスを提供します。

● 現場アシスト・初期対応

◆事故現場アシスト

…事故対応へのアドバイスなど、お客様の最も不安な「事故発生から24時間」をしっかりサポートします。

◆休日初期対応

…年末年始やゴールデンウィークも365日体制でお客様をサポートします。



示談のすすめ方

東京海上日動では、ご契約によってお相手との示談交渉または解決のための援助を行っていますが、お客様が直接お相手と示談交渉等をなさる場合は以下の点にご留意ください。

*お客様が直接お相手と示談交渉等をなさる場合には、予め弊社にご相談ください。

1 相手方に誠意をつくしましょう

病院へのお見舞や、葬儀への参列などを行い、相手方に十分誠意をつくしましょう。それが、後の示談をスムーズにすすめることにもつながります。

この点は、東京海上日動が示談交渉サービスを行なう場合でも重要です。



2 示談の相手が正当な権利者か確認しましょう

物損事故では、示談の相手方は被害物の所有者です。相手をよく確めて、**二重請求を受けないように注意してください**。人身事故の場合は、請求権者が複雑になりがちですので、必ず東京海上日動にご相談ください。



3 相手からの請求内容の妥当性を確認しましょう

●物損事故の場合

車両損害の場合、修理費のほか休車補償や代車料を要求されることがあります。示談をする前に相手の請求内容を東京海上日動にご連絡いただき、**十分打合せのうえ示談するようにしてください**。

●人身事故の場合

医師の診断書、診療報酬明細書、休業損害証明書など相手方の損害を証明する書類を取付けていただいたうえ、東京海上日動と打合せてください。必要書類についての詳しい説明は15～16ページをご覧ください。

4

相手の責任の有無を確認しましょう

自動車事故は加害者に一方的な責任があるとは限りません。むしろ、**被害者側にも何らかの責任があることが多いのです**。そのような場合は、被害者側の責任分を差引いた額を賠償すればよいことになります。P.17～22の「責任割合の具体例」を参考に、**主張すべき点ははっきり主張してください**。



5

示談書はこうして作りましょう

示談書には次のような内容を記載します。

- 加害者、被害者の住所・氏名
- 事故の内容
- 加害者が支払う損害賠償金の項目と金額
- この示談書をもって一切解決し、
将来お互いに請求を行わない旨の約束
- 被害者、加害者の署名・捺印

9～10ページの例をよく見て作成してください



6

東京海上日動に相談しましょう

もし、**示談交渉が難航したり、困難な問題が発生した場合等は、いつでも東京海上日動にご相談ください**。専門のスタッフ、弁護士などが親身になってご協力いたします。



物損示談書の例

示談書(物損用)

事故当事者及び事故の表示

当事者甲	住所 東京都千代田区神田△-△ 氏名 保険太郎	登録番号 品川57さ〇〇××
当事者乙	住所 東京都世田谷区奥沢△-△ 氏名 安心花子	登録番号 世田谷58や××〇〇
事故年月日	〇×年1月10日	
事故発生場所	東京都千代田区丸の内△-△交差点	

示談内容 上記交通事故に関して当事者協議の結果次の通り示談が成立しました。

当事者	甲	乙
損害額	100,000 ①	200,000 ②
責任割合	70 ③	30 ④
責任額	140,000 ②×③	30,000 ①×④


決済の方法

- ① 甲乙責任額を相殺し(甲, 乙)が(乙, 甲)に ¥110,000 を支払う。
2. 甲・乙それぞれの責任額を互いに支払う。
3. 甲・乙は、それぞれ自身の損害額を負担する。(自損自弁)
4. その他


損害賠償額受領方法	振込先	〇〇	銀行: 農協 信金: 信組	丸の内	支店: 郵便局	※郵便局の場合、ご指定の口座がはるるか否かを、通帳にてご確認ください。								
	口座	普通	総合	当座	貯蓄	店番	〇△×	口座番号	00000000	通帳記号	1	通帳番号	0	
	口座名義	アンシン ハナコ												
	上記当事者以外が受領する 場合に記入してください。	〒										住所	支払額	¥
	振込先	〇〇	銀行: 農協 信金: 信組	丸の内	支店: 郵便局	※郵便局の場合、ご指定の口座がはるるか否かを、通帳にてご確認ください。								
	口座	普通	総合	当座	貯蓄	店番	〇△×	口座番号	00000000	通帳記号	1	通帳番号	0	
	口座名義	アンシン ハナコ												
	上記当事者以外が受領する 場合に記入してください。	〒										住所	支払額	¥ 110,000

上記の内容にて示談が成立したので、甲、乙は裁判上、裁判外を問わず、以降相互に一切の請求、異議の申し立て、訴の提起をしないこととする。

〇×年 2 月 10 日

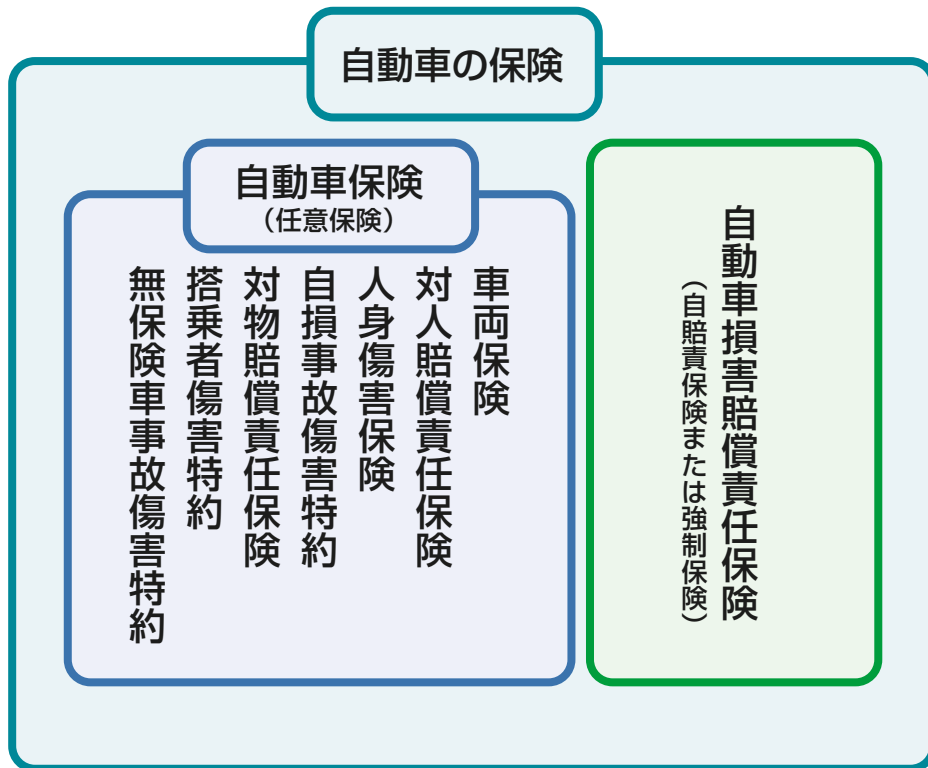
当事者 甲 保険太郎 

印

当事者 乙 安心花子 

印

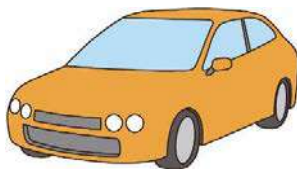
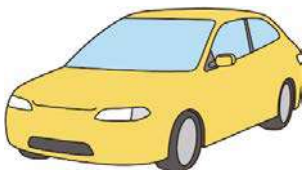
自動車保険の種類



自動車損害賠償責任保険(強制保険)

■自動車損害賠償保障法に基づく強制の保険

原則、すべての自動車が、この保険に加入しなければなりません。

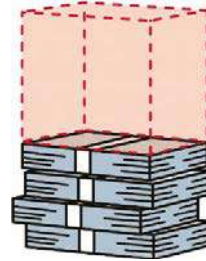


■自動車損害賠償責任保険の目的と特色

● 人身事故だけが対象です



● 保険金の支払限度額が定められています



● 被害者から直接請求できます



※なお、ひき逃げ事故や無保険車による事故の場合は、政府の保障事業から補償を受けられます。

■保険金が支払われる範囲と支払限度額

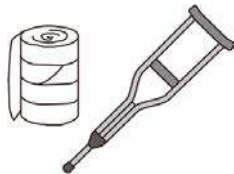
● 死亡の場合 ●

葬儀費・逸失利益・慰謝料



● ケガの場合 ●

治療関係費・休業補償費・慰謝料



● 後遺障害がある場合 ●

逸失利益・慰謝料



◆平成14年4月1日以降発生事故の場合

最高 **3,000** 万円
+ 死亡までの治療費 最高 **120** 万円

最高 **120** 万円

障害の程度により
最高 **75** 万円 ~ **4,000** 万円
(別表2. 第14級) (別表1. 第1級)

平成3年4月1日～平成14年3月31日までの事故

最高 **75** 万円 ~ **3,000** 万円
(第14級) (第1級)

自動車保険(任意保険)

ご加入いただいている保険の内容については、保険証券でご確認ください。

■車両保険

偶然な事故によってお車に生じた損害に対して保険金をお支払いします。



衝突・接触



物の落下



墜落・転覆



盗難



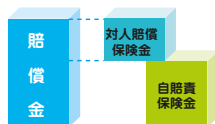
火災

その他偶然な事故

■対人賠償責任保険

他人を死傷させ、被害者への賠償金額が自賠責保険金で支払われる額を超えたとき、保険金をお支払いします。

なお、任意保険会社で自賠責保険金もあわせてお支払いする一括払制度もあります。



■人身傷害保険

自動車事故でお客様がケガをされた場合に、ご自身の責任の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。



ご契約のお車に乗車中の事故



ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故*



歩行中や自転車運転中の、お車との接触による事故*

*「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」付帯時に補償

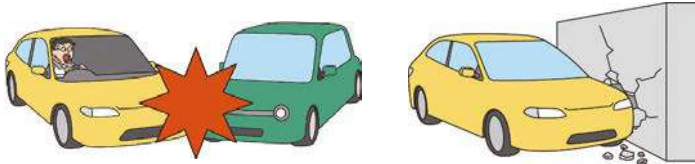
■自損事故傷害特約

自動車事故でおケガをされた場合に、自賠責保険をつけていても、自賠責保険金の対象とならない一定の事故について、保険金をお支払いします(定額払い)。但し、ご加入の保険契約に対人賠償責任保険が適用されていない場合および人身傷害保険が適用されている場合を除きます。



■ 対物賠償責任保険

他人の車や家などに損害を与えて賠償しなければならないときに保険金をお支払いします。



■ 搭乗者傷害特約

車の運転者や同乗者が事故で死亡したりケガをしたとき、保険金をお支払いします（定額払い）。



保険金が支払われない場合の例



父母、配偶者、子供に対する賠償
(対人・対物賠償責任保険)



自宅等のご自身が所有する物に
生じた損害(対物賠償責任保険)



無免許、酒酔い運転中(車両、人身傷害、
自損事故傷害特約、搭乗者傷害特約)



故意・戦争・革命・内乱・日本国外での事故
(車両、対人・対物賠償責任、人身傷害、自損事故傷害特約、搭乗者傷害特約)

保険金請求に必要な書類と取りそろえ方

■任意保険の請求に必要な書類

必要書類	保険の種類 車両	賠償責任		人身 傷害	搭乗者 傷害	自損 事故	無保険車 傷害	備考
		対物	対人					
保険金請求書(*)	●	●	●	●	●	●	●	
事故証明書	●	●	●	●	●	●	●	16ページをご参照ください。
示談書(*)		●	●					示談前に弊社にご相談ください。
修理費見積書	●	●						修理にかかる前に弊社にご相談ください。 通常修理工場で作成してもらいます。
事故車両の写真	●	●						登録番号を入れ、損箇所が良く分かる様に写してください。
ご契約車両の写真		●						対物事故の場合にも添付してください。 警察の事故証明書の添付があれば不要です。
医師の診断書(*)			●	●	●	●	●	後遺障害がある場合は別途後遺障害診断書が必要です。死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書をご用意ください。
診療報酬明細書(*)			●	●	●		●	治療を受けた病院で作成してもらいます。
休業損害証明書(*)			●	●			●	被害者等の休業損害を証明できるものを勤務先・税務署等に発行してもらいます。
戸籍(除籍)謄本(死亡の場合)			●	●	●	●	●	被害者等の本籍地の市区町村の役所で発行してもらいます。

(*)は所定の用紙が東京海上日動にあります。電話などでご連絡いただければ、すぐにお送りいたします。

■自賠責保険の請求に必要な書類

- 保険金・損害賠償額支払請求書
- 交通事故証明書
- 事故発生状況報告書
- 診断書・診療報酬明細書
- 休業損害証明書

などが必要ですが、これらを1つにまとめたご請求セットを東京海上日動の窓口にご用意しております。各書類の取付方法や記入方法もご説明いたしますので、お気軽にお訪ねください。なお、交通事故証明書の取付方法については、右ページをご覧ください。

■ 交通事故証明書の取付方法

* 東京海上日動が示談代行サービスを行う場合は、弊社がお客様に代わって取付をいたします。

自動車事故の確認は、自動車安全運転センター(以下センターといいます)が発行する「交通事故証明書」によって行ないます。万一事故が発生した場合は、たとえ軽微な損害であっても直ちに警察に届出て、以下の方法で「交通事故証明書」を取り付けてください。なお、ご請求の際に原本を添付できない場合には、写(コピー)を作成し、その欄外に原本が何に使用されているかを明記してください。

● 「交通事故証明書」の取付方法

「交通事故証明書」はセンターで発行されますが、その取付方法は次のいずれかです。

(イ) センターの窓口で取付ける方法

最寄りのセンター窓口へ直接出向き、「交通事故証明書交付申請書(以下「申請書」といいます)」に、手数料を添えて申請しますと、窓口で取り付けることができます。

(ロ) 郵送で取付ける方法

「申請書」および裏面の「払込通知票」等に必要事項を記入し、手数料を添えて郵便局にて申請手続きをしますと、後日指定先へ郵送されます。

※ご注意

1. 「申請書」は、センター、警察署、交番、駐在所に備え付けてあります。
2. 最寄りのセンターの所在地等は、「申請書」の備付け場所でご確認ください。
3. 「申請書」の記載要領、その他ご不明の点は、お気軽に東京海上日動へご照会ください。

責任割合の具体例

交通事故の態様は千差万別で、責任割合も個別・具体的に決定されるのが通常です。したがって、以下に掲げる例は、あくまで基本的な判定例であり、各事故の事情による修正があり得ることにご注意ください。

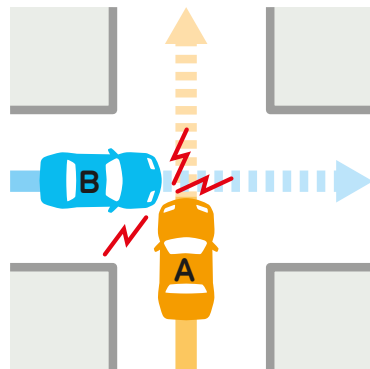
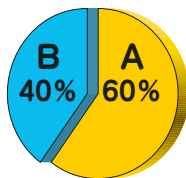
車両対車両

1

交差点での出合頭

(1) 幅員が同じ程度、交通整理なし (双方徐行せず)

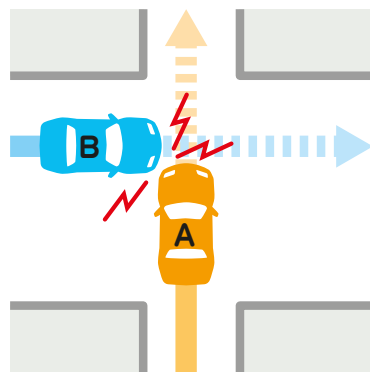
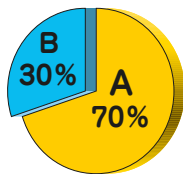
道路交通法の規定により、左側から進入したBが有利となる。



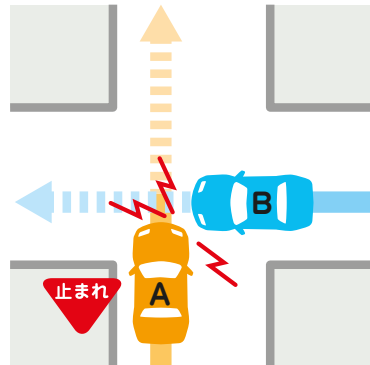
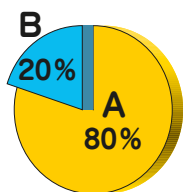
(2) 明らかに幅員が異なる交差点、交通整理なし (双方徐行せず)

明らかに広い道路に入るAは、徐行または一時停止をして安全確認をしなければならない。

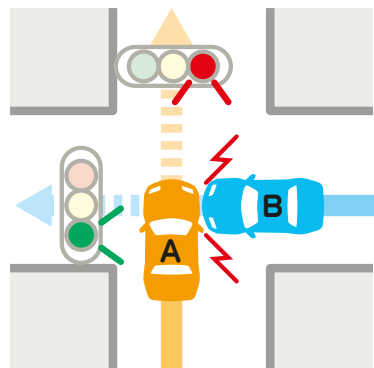
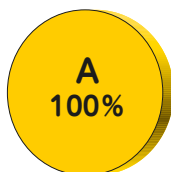
見通しのきかない交差点に入る場合、Bも安全確認の義務がある。



(3) 一時停止無視 (双方徐行せず)



(4) 信号無視



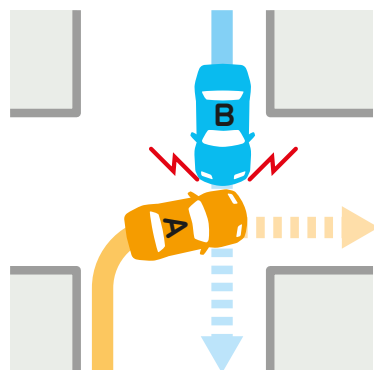
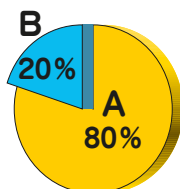
2

右折車と直進車

(1) 右折車と対向直進車、幅員が同じ程度、交通整理なし

AはBを30m程先に発見したが右折できると誤って判断し時速20kmで右折。

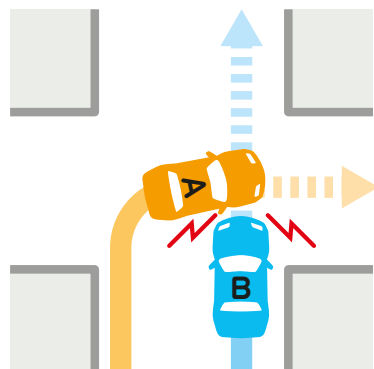
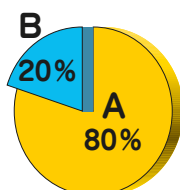
BはAを認めたがAが止まってくれるものと判断してそのままスピードを落さず進行。



(2) あらかじめ中央に寄らない右折車と後続直進車

Aは道路左側を時速20kmで直進していたが、右折するためウインカーを出し、急に道路中央に出た。

BはAより20m程遅れ時速40kmで後続していたが、Aの右折発見が遅れた。

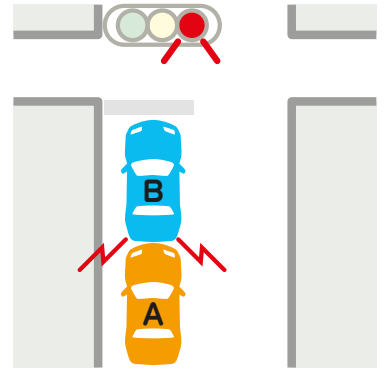
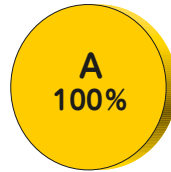


3

追突事故

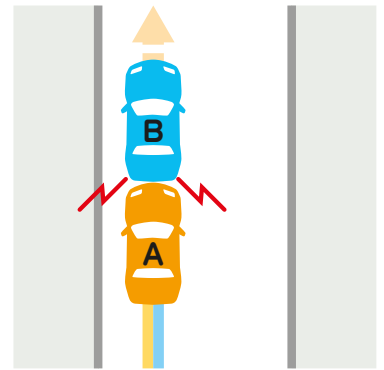
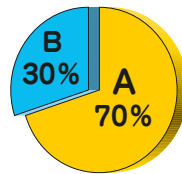
(1) 停車中の車に追突

Aは、信号で停止していたBに、ブレーキが間に合わずに追突した。



(2) 走行中の車に追突

AはBと同じ車線を走行していたが、Bが理由のない急ブレーキをかけたため、Bに追突した。

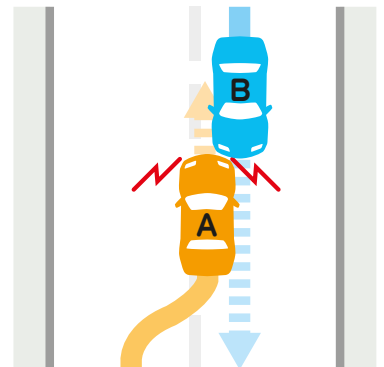
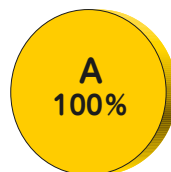


4

対向車との事故

センターオーバー

Aが対向車線にはみ出したところ、対向車Bに衝突。



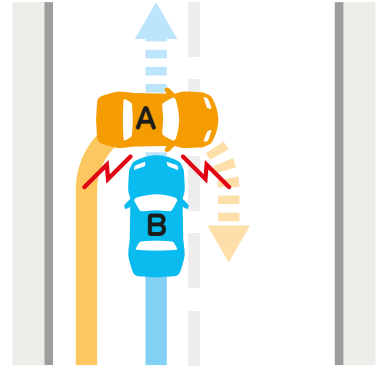
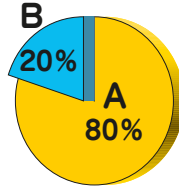
5

Uターン事故

(1) 後続車との衝突

Aは時速20kmで走行中、後方を十分確認せずウイinkerを出してUターンをはじめた。

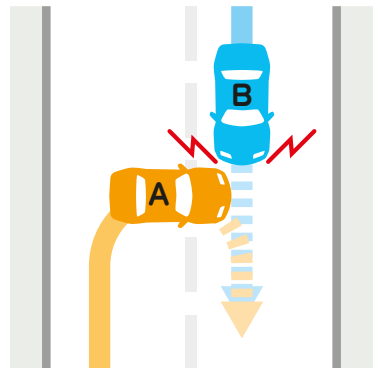
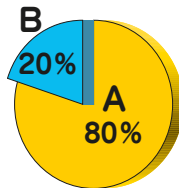
Bは時速40kmで走行中、30m先にAを発見したが通過可能と思いそのまま進行した。



(2) 対向車との衝突

AはUターンしようとして道路中央に寄って徐行中、前方50mに対向車Bを認めたが、Uターン可能と判断して直進した。

BはAを認めたが通過可能と判断して時速50kmでそのまま直進した。



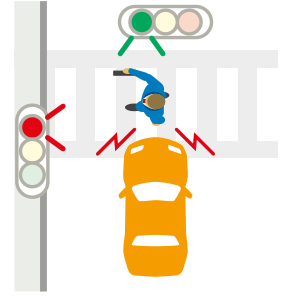
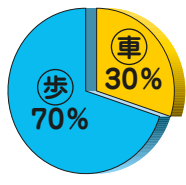
車両 対 横断歩行者

横断歩道上

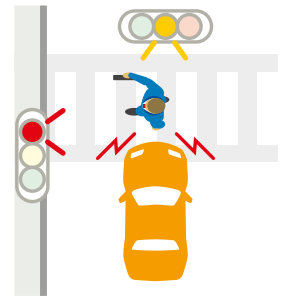
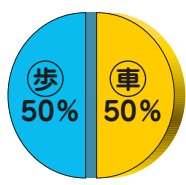
1

交通整理の行われている場所(信号機のある場所)

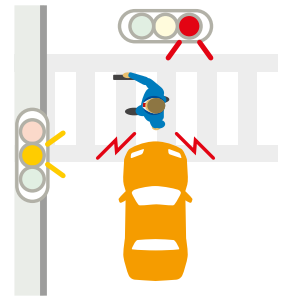
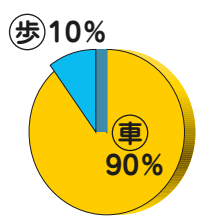
(1) 歩行者側の信号が赤、車側の信号が青



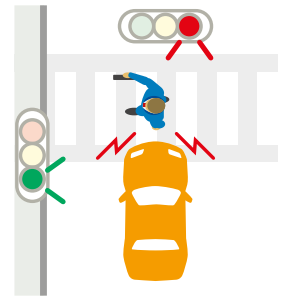
(2) 歩行者側の信号が赤、車側の信号が黄



(3) 歩行者側の信号が黄、車側の信号が赤



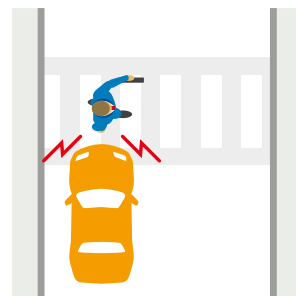
(4) 歩行者側の信号が青、車側の信号が赤



2

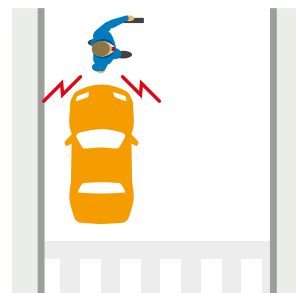
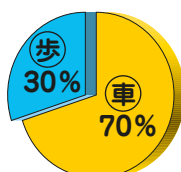
交通整理が行われていない場所(信号機のない場所)

通常の横断歩道上の横断

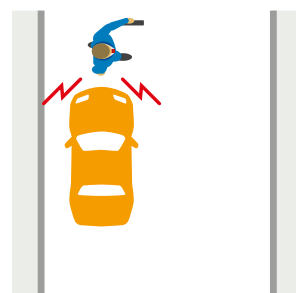
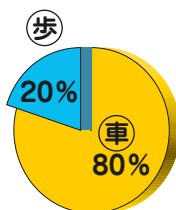


横断歩道外

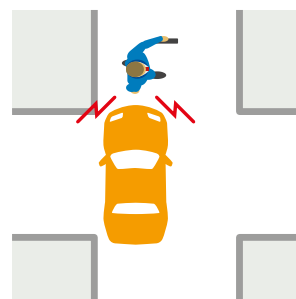
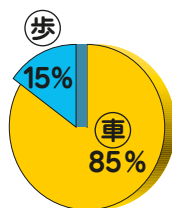
(1) 横断歩道、歩道橋がある場所の付近



(2) 横断歩道、歩道橋が近くにない場所



(3) 交差点またはその直近(優先関係のない交差点)



そんぽADRセンターの連絡先および所在地

ナビダイヤル
(全国共通)



0570-022808 <通話料有料>

※受付日時は、月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く)の午前9時15分～午後5時です。

※電話会社の通話料無料サービスや料金プランの無料通話は適用されません。

※電話リレーサービス、IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

そんぽADRセンター東京

[直通電話] 03-4332-5241

[所在地] 〒101-0063 千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階

そんぽADRセンター近畿

[直通電話] 06-7634-2321

[所在地] 〒541-0041 大阪市中央区北浜2-6-26
大阪グリーンビル9階

◎来訪による相談等をご希望の場合は、必ず、事前にお電話でご予約のうえお越しください。



MEMO

MEMO

MEMO



TOKIOMARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。
上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。